

建設工事に係る共同企業体取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事に係る共同企業体の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「共同企業体」とは、大規模であって技術的難度の高い建設工事の確実かつ円滑な施工を図ることを目的として工事ごとに結成される特定建設工事共同企業体をいう。

(対象工事)

第3条 共同企業体に発注することができる建設工事(以下「対象工事」という。)は、次の各号に掲げる建設工事の種類に応じ、1件当たりの設計金額がそれぞれ当該各号に定める金額以上のものであって、確実かつ円滑な施工を図るために共同企業体による施工が必要と認められるもの並びに県外の建設業者から市内の建設業者への建設技術の移転のため、県外の建設業者と市内の建設業者との共同施工が必要と認められる工事その他共同施工が必要と認められる工事とする。

(1) 土木一式工事 概ね5億円以上

(2) 建築一式工事 概ね5億円以上

(3) 設備等の工事 概ね3億円以上

2 前項に規定する工事以外の工事で、特殊な技術を要し、確実かつ円滑な施工を確保するため技術力を特に結集する必要があると認められる工事については、対象工事とすることができる。

(構成員の数)

第4条 共同企業体の構成員の数は、2者又は3者とし、工事ごとに定めるものとする。

(構成員の組合せ)

第5条 共同企業体の構成員の組合せは、対象工事に対応する工種について最上位の等級である組合せとする。

(構成員の資格)

第6条 共同企業体の構成員は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 松山市建設工事入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 当該工事に対応する建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)の許可業種につき、許可を受けてからの営業年数が3年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合にあつては、この限りでない。
- (3) 当該工事を構成する一部の工種を含む工事について元請として一定の実績があり、かつ、当該工事と同種の施工実績を有する者でなければならないものとして、市長が工事ごとに定める工事の施工実績に関する要件を満たすこと。

- (4) 全ての構成員が、当該工事に対応する法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得ること。ただし、法第26条第3項第1号又は第2号に規定する監理技術者又は主任技術者を配置する場合にあっては、この限りでない。
- (5) 当該工事の競争参加申込において、共同企業体の構成員は、同一の入札対象工事の他の共同企業体の構成員でないこと。

(構成員の出資比率)

第7条 構成員の出資比率の最小限度は、次のとおりとする。

- (1) 構成員が2者の場合 30パーセント以上
- (2) 構成員が3者の場合 20パーセント以上

(代表者要件)

第8条 代表者は、施工能力が大きく、その出資比率が構成員中最大の者とする。

(入札公告)

第9条 市長は共同企業体により競争を行わせようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告しなければならない。

- (1) 共同企業体により競争入札を行わせる工事である旨及び当該工事件名
- (2) 履行場所
- (3) 工事概要
- (4) 工期
- (5) 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書の受付期間及び提出先
- (6) 共同企業体の構成員の数、組合せ
- (7) 共同企業体の入札参加資格
- (8) その他必要と認められる事項

(資格審査等)

第10条 入札に参加しようとする共同企業体は、次に掲げる書類を市長に提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。ただし、総合評価競争入札については、別に定める。

- (1) 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書(第1号様式の2)
- (2) 入札参加資格審査資料
- (3) (2)の添付書類
- (4) 特定建設工事共同企業体協定書の写し
- (5) 経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書の写し
- (6) その他必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による書類の提出があったときは、すみやかに審査し、適格な者を入札参加資格を有する共同企業体として認定するものとする。

(存続期間)

第11条 共同企業体の存続期間は、入札の結果、市が契約を締結した共同企業体を除き、当該契約が締結されたときをもって終了するものとする。

2 当該工事の契約の相手方となった共同企業体の存続期間は、当該契約の履行後3ヶ月を経過するときまでとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要領は、平成22年4月1日から実施する。

付 則

この要領は、平成31年4月1日から実施する。

付 則

この要領は、令和2年11月1日から実施する。

付 則

この要領は、令和7年2月1日から実施する。

付 則

この要領は、令和8年4月1日から実施する。

(参考様式 2者用) 特定建設工事共同企業体協定書

※発注機関を記載する。

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- 一 ※ 発注に係る _____ 工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下、単に「建設工事」という。）の請負
- 二 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、 _____ 特定建設工事共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を _____ に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、 _____ 年 _____ 月 _____ 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3ヶ月を経過するまでの間は、解散することができない。

- 2 建設工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の所在地及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所 在 地

商号又は名称 _____

所 在 地

商号又は名称 _____

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、 _____ を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発

注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

商号又は名称 _____ %

商号又は名称 _____ %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当るものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、_____銀行_____支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度、当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果、利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果、欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち、工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果、欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から、構成員が脱退しなかった場合

に負担すべき金額を控除して金額を返還するものとする。

5 決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。
(構成員の除名)

第 16 条の 2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第 1 項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 17 条 構成員のうち、いずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第 16 条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第 17 条の 2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第 18 条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであったときは、各構成員が共同連帯してその責に任ずるものとする。

第 19 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

_____外 1 社は、上記のとおり _____ 特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 2 通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

年 月 日

構 成 員 所 在 地
(代表者) 商号又は名称
代表者職氏名 _____ 印

構 成 員 所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名 _____ 印

※発注機関を記載する。

(目的)

第2条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- 一 ※発注に係る _____ 工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下、単に「建設工事」という。）の請負
- 二 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、 _____ 特定建設工事共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を _____ に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、 _____ 年 ____ 月 ____ 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3ヶ月を経過するまでの間は、解散することができない。

- 2 建設工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の所在地及び名称)

第6条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所 在 地

商号又は名称 _____

所 在 地

商号又は名称 _____

所 在 地

商号又は名称 _____

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、 _____ を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

商号又は名称	_____	_____ %
商号又は名称	_____	_____ %
商号又は名称	_____	_____ %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当るものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、_____銀行_____支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度、当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果、利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果、欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち、工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を残存構成員が有している出

資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果、欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から、構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除して金額を返還するものとする。

5 決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。
(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうち、いずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とするものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであったときは、各構成員が共同連帯してその責に任ずるものとする。

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

_____外2社は、上記のとおり_____特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書3通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

年 月 日

構 成 員 所 在 地
(代表者) 商号又は名称
代表者職氏名 _____ 印

構 成 員 所 在 地

構 成 員	商号又は名称		
	代表者職氏名	_____	印
	所 在 地		
	商号又は名称		
	代表者職氏名	_____	印